「駆虫薬有効性評価ガイドラインの一部改正案についての意見・情報の募集」の結果について

令和８年11月19日
農　林　水　産　省

駆虫薬有効性評価ガイドラインの一部改正案について、令和４年10月25日から令和４年11月23日までの期間、e-Govへの掲載等を通じて、広く国民の皆様から意見・情報の募集を行いました。

その結果、募集期間において、当該案に対する意見は２件寄せられ、それに対する回答を別紙のとおり取りまとめました（なお、当該案と関係のない意見が１件寄せられました。）。

本ガイドラインについては、各国でのパブリック・コメントの募集結果を踏まえ、動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力会議において、再検討され、令和６年11月に承認されました。

承認されたガイドラインに基づき、今般、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務の取扱いについて」（平成12年３月31日付け12動薬Ａ第418号農林水産省動物医薬品検査所長通知）の一部を改正することとしましたのでお知らせします。

なお、改正した通知は、農林水産省動物医薬品検査所のホームページ（https://www.maff.go.jp/nval/hourei_tuuti/index.html）に掲載しています。

（問合せ先）
消費・安全局畜水産安全管理課
電話：03-3502-8111（内線4538）